

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和6年9月1日現在
てんかん病院ベーター
管理者氏名 荒谷菜海

- ◇ 脳波
 - ・脳波検査判断料 1
 - ・長期脳波ビデオ同時記録 1
- ◇ CT 撮影及びMRI 撮影にかかる届出
- ◇ 薬剤管理指導料
- ◇ 作業療法（てんかん-精神）
- ◇ 基本入院料
 1. 入院基本料 15 対 1（てんかん-精神）
 - 1 日 9 人以上の看護職員が勤務
 - 日勤帯（9 時～17 時）

看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 9 人以内です。
 - 夜勤帯（17 時～翌朝 9 時）

看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 21 人以内です。
 2. 看護補助加算 1
 - 日勤帯 9 時～17 時の間に日勤平均 5 人の看護補助者がいます。
- ◇ 入院時食事療養（1）による食事の提供
 - 当病院では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）および適温で提供しています。
- ◇ その他に届け出ている事項
 - 遺伝学的検査
 - 情報通信機器を用いた診療
- ◇ 特別室（室料差額の病室）はありません